

国内経済要録

◇公定歩合および本行保有手形の売却金利の引下げ

本行は、国際収支が引き続き均衡を維持している反面、国内経済活動は低調裡に推移している情勢にかんがみ、輸出貿易手形割引歩合、ならびに輸出貿易手形および輸入貿易手形を担保とする貸付利子歩合を除く各基準割引歩合および貸付利子歩合を、それぞれ日歩1厘引下げることとし、6月26日から実施した。

なお、これに伴い地方銀行および農林中央金庫に対する本行保有手形の売却金利を1厘引下げ、日歩1銭7厘に変更することとし、6月26日から実施した。

引下げ後の本行基準割引歩合および貸付利子歩合は下表のとおり。

	新(日歩)	旧(日歩)
商業手形割引歩合	1銭5厘	1銭6厘
輸出貿易手形割引歩合	1銭1厘	1銭1厘
輸出貿易手形を担保とする貸付利子歩合	1銭2厘以上	1銭2厘以上
輸入貿易手形を担保とする貸付利子歩合	1銭6厘以上	1銭6厘以上
国債または特に指定する地方債、社債その他の債券を担保とする貸付利子歩合	1銭6厘以上	1銭7厘以上
その他のものを担保とする貸付利子歩合	1銭7厘以上	1銭8厘以上
当座貸越利子歩合	1銭8厘	1銭9厘

◇銀行貸出自主規制金利などの引下げ

全国銀行協会連合会では6月29日、今回の公定歩合引下げに伴い、銀行貸出金利の自主規制最高限度を次表のとおり、輸出入貿易手形関係金利を除きそれぞれ日歩1厘引き下げることとし、同月30日から実施した。また同時にコールの出し手レートの申合せ最高限度も日歩1厘引き下げ、1銭9厘とした。

なお信託協会においても、28日指定金銭信託資金の貸出自主規制金利の最高限度(銀行貸出金利の自主規制最高限度の日歩1厘高)を、輸出入貿易手形関係金利を除き日歩1厘引き下げることとし、30日から実施した。また相互銀行協会および信用金庫協会では今回も公定歩合の変更に応じた貸出金利の変更をとくに考慮せず、従来同様据え置くこととした。

種 類	新 利 率	備 考
1. 標準金利	日 歩 (年 利)	
(1) 日本銀行再割引適格商業手形の割引		
1件 300万円超	1銭5厘 (5.475%)	1厘引下げ
1件 300万円以下	1銭6厘 (5.840%)	〃
(2) 信用度においてこれに準ずる手形割引および貸付		
1件 300万円超	1銭5厘5毛 (5.658%)	〃
1件 300万円以下	1銭6厘5毛 (6.023%)	〃
2. 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	1銭3厘 (4.745%)	据置き
3. 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付	1銭5厘 (5.475%)	〃
4. 輸入貿易手形の割引および貸付	1銭7厘 (6.205%)	〃
5. その他の手形の割引ならびに貸付		
1件 300万円超	2銭0厘 (7.300%)	1厘引下げ
1件 300万円以下	2銭1厘 (7.665%)	〃
6. 当座貸越	2銭3厘 (8.395%)	〃

◇外貨準備金制度の一部改正

政府は、最近における本邦為替銀行の海外短資取入れの動向などにかんがみ、本行とも打合せのうえ、外貨準備金制度上の準備金積立義務の一部を次のように改正し、6月1日から実施した。

(1) 外貨準備金制度の対象となる外貨債務(ただし、大蔵大臣名義預り金を除く)のうち、昨年7月中平均残高をこえる部分についての準備率を、従来の35%から25%へ引き下げる。

(2) 準備資産は、従来借入金等の担保に供していない外国政府および国際機関の発行する証券に限定されていたが、これを外貨準備金制度上に規定されている現金・預け金・銀行引受手形・外国政府証券などのいずれでもさしつかえないこととする。

◇山一証券(株)への資金融通のための富士銀行ほか2行に対する特別融資措置

山一証券(株)の業績悪化に伴う証券市場の不安、動揺を防止し、信用秩序の維持安定を図る趣旨から5月28日、大蔵大臣および本行総裁は証券会社に対する特別融資の方針を発表、翌29日日本行政政策委員会において大要次のとおり決定した。

本行は日本銀行法第25条に基き富士銀行、三菱銀行および日本興業銀行が山一証券(株)に対し、運用預り有価証

券の払戻しに必要な資金を融通するための所要資金を、上記3行に融資する。

貸出方法は、貸付金額の2割相当額以上の担保価額を有する本行手形貸付担保適格債券、および山一証券(株)振出しの融資銀行あて手形を担保とする手形貸付とし、金利は基準貸付利子歩合を適用する。

なお、6月7日、第1回45億円の貸出が行なわれた。

◇証券取引法の改正

5月24日、証券取引法の一部改正案が成立し、本年10月1日から施行されることとなった。本改正は主として証券業者(改正後は証券会社と改称)に関するものであるが、その主要点は次のとおりである。

(1) 証券業経営を現行の登録制から免許制に改め、職別(いわゆるディーラー、ブローカー、アンダーライターなどの別)に免許を与える。なお現在営業中の証券会社は、43年4月1日に免許制へ移行する。

(2) 大蔵省の証券会社に対する監督権限を次のとおり強化する。

(イ) 従来届出制となっていた商号、資本の額、業務の方法などの変更を認可事項とする。

(ロ) 従来経営破綻の場合、制度上営業停止または登録取消ししか行なえなかったが、今後は免許取消しのほか、将来経営破綻のおそれある場合にも、事前に不健全経営に対する是正、保全命令を出せることとする。

(ハ) 取引に関連し、投資家に対して価格騰落につき断定的判断を提供すること、損失負担をあらかじめ約すること、その他大蔵省令で定める行為を禁止する。

(ニ) 常勤役員の兼職、兼業を大蔵大臣の承認事項とする。

(3) 証券会社の財務内容健全化の見地から、次の3準備金積立てを法定化する。

(イ) 利益準備金……商法(第288第)の特例として、積立限度および毎期の積立て率を、銀行の場合と同様、資本の額に達するまで毎期金銭による利益配当額の5分の1以上として積み立てる。

(ロ) 売買損失準備金……有価証券売買益の一部を、売買損補てんのために積み立てる。

(ハ) 証券取引責任準備金……証券事故による損失補てんのために、取引量に応じ積み立てる。

(4) 証券会社の外務員を登録制とし、外務員の行為に関する証券会社の責任を明確化する。

◇39年度下期全国銀行決算状況

39年度下期の全国銀行経常純益は1,276億円で前期比142億円、12.4%増と前期(66億円、6.3%増)をかなり上回る好収益を示した。旧決算方式(表の注2参照)による経常純益の対前期比増加率は、12.9%と37年度下期の15.1%増に次ぐ高率であり、経常収支率は81.53%と前期(82.30%、1.67%悪化)とは逆に0.77%の大幅改善をみた。

当期決算の背景、特色は以下のとおりである。

(1) 当期中の全国銀行預金(平残)は、前期比7.5%増とほぼ貸出(平残)の伸び(同7.4%増)に見合う増加を示したが、本行の債券売戻し超に伴う有価証券保有の増大などもあって、外部負債に対する依存度は前期に引き続きいっそう増大した(借入金・マネー平残は前期比+14.4%)。しかし1月の公定歩合引下げに伴うコールレートの軟化が大きく響いて利ぎやは拡大し、経常収益の好伸をもたらした。

(2) 業態別にみると、都市銀行はマネー利率の大幅低下などから利ぎやの拡大が最近になく大幅であったため、前期の不振とは様変わる好収益をみた反面、前期ひとり好調であった地方銀行はローン収入減および預金の伸び悩みから増益率の大幅鈍化を余儀なくされた。なお信託銀行は貸付信託の好伸による運用資金量の増加と利ぎやの拡大を主因にまず順調な収益をあげたが、長期信用銀行は、金融債が好調な伸びを示したものの特殊要因(日本不動産銀行の貸出利率の割高是正などによる減益)が響いて、全体としては増益率の鈍化をみた。

39年度下期全国銀行業態別 経常純益ならびに償却前利益

(単位:億円)

	39年度 下期	増加額		増加率		
		前期 比	前期 前々期比	前期 比	前期 前々期比	
全国	経常純益	1,276 (1,638)	142 (187)	66 (20)	12.4 (12.9)	6.3 (1.4)
銀行	償却前利益	1,354 (1,716)	124 (170)	107 (59)	10.1 (11.0)	9.5 (4.0)
都市	経常純益	620 (728)	97 (117)	△14* (△67)*	18.6 (19.2)	△2.8* (△9.9)*
銀行	償却前利益	674 (782)	86 (107)	23* (△27)*	14.8 (15.9)	4.2* (△3.8)*
地方	経常純益	439 (626)	26 (50)	64* (71)*	6.3 (8.7)	18.1* (14.1)*
銀行	償却前利益	455 (642)	14 (39)	71* (77)*	3.3 (6.5)	19.4* (14.6)*

(注) 1. *印は第一銀行の旧朝日銀行合併に伴う変動を調整したものの。
2. 38年度下期決算以降、商法の一部改正に伴い、従来利益剰余金処分の取扱いをうけていた法人税が経費処理されることに改められた。カッコ内は旧決算方式に修正してみたもの。